

土壌汚染調査・分析業務のご案内

(土壌汚染対策法(以下、土対法という。)、三重県条例、土壌環境基準等に係る調査・分析のご案内)

土対法上の調査契機

- ①特定有害物質を使用等する施設の使用が廃止された場合(法第3条)
- ②定める規模以上の土地の形質変更時に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合(法第4条)
- ③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める場合(法第5条)

↓ 土地の所有者等(所有者、管理者又は占有者)

調査・報告

※指定調査機関(環境大臣が指定)が調査

土壌汚染に関する基準への適合性

適合

→ [規制対象外]

土対法での区域の指定・管理

↓ 不適合

区域の指定へ

健康被害が生ずるおそれの有無

有

無

要措置区域(法第6条)

【汚染の除去等の措置】

- ・指定区域の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事が汚染原因者(汚染原因者が不明等の場合は土地の所有者等)に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令

【直接接種によるリスク】

- 立入禁止
- 舗装
- 盛土
- 土壌入換え
- 土壌汚染の除去(浄化)

【地下水等の汚染経路のリスク】

- 地下水のモニタリング
- 不溶化
- 封じ込め(原位置、遮水工、遮断工)
- 土壌汚染の除去(浄化)

【土地の形質の変更禁止】

形質変更時要届出区域(法第11条・12条)

【土地の形質変更時の届出】

- ・指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を都道府県知事に届出
- ・適切でない場合は、都道府県知事が計画の変更を命令

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除・公示

土対法 特定有害物質の種類

- ・土対法では土壌に含まれることに起因して健康被害を生ずるおそれがあるものとして、全26物質を指定しています。特定有害物質には、以下の物質が含まれます。

第一種特定有害物質(12物質) (揮発性有機化合物類)	第二種特定有害物質(9物質) (重金属類)	第三種特定有害物質(5物質) (農薬等)
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロベンゼン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、クロロエチレン	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	有機りん化合物、ポリ塩化ビフェニル、シマジン、チウラム、チオベンカルブ

※土壌汚染調査では、上記特定有害物質の他、ダイオキシン類を追加して調査を実施することもあります。

一般的な調査のながれ

①地歴調査（汚染のおそれの把握）

調査対象地の利用状況に関する過去からの情報を収集し、当該地における土壤汚染の可能性の有無を調査します。具体的には、

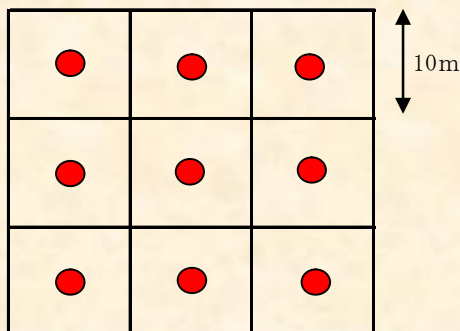
- ・ 登記簿
- ・ 航空写真
- ・ 地図（住宅地図）
- ・ 行政機関資料 など

を精査し、過去において、特定有害物質を製造、使用又は処理した履歴が無いかをチェックします。

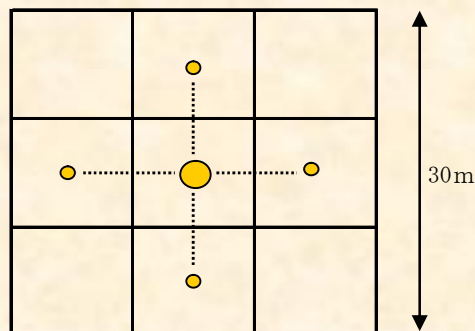
②土壤汚染状況調査

地歴調査の結果に従い、調査対象地を、汚染のおそれがある土地、汚染のおそれが少ない土地、汚染のおそれがない土地の3つに分類し、適切な地点数・項目を設定し、土壤汚染調査を実施します（汚染のおそれがない土地は調査の必要性無し）。土壤汚染調査の結果、汚染が発見された時には、汚染源絞り込みのための詳細調査を実施し、汚染範囲を確定します。

調査の単位区画



－汚染のおそれがある土地－
調査単位区画は10m格子区画で、試料採取点は汚染が存在する可能性が高い任意の点、もしくは区画の中心点



－汚染のおそれが少ない土地－
調査単位区画は30m格子区画で、土壤ガス調査（第一種特定有害物質）は中央1区画より採取、土壤溶出量・含有量調査（第二・三種特定有害物質）は中央及びその周辺区画より採取

③汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査で確定した汚染源情報をもとに、汚染物質の拡散防止や浄化を行うために最も適切な方法をご提案します。

三重県生活環境の保全に関する条例

○土地の形質変更時の調査等（条例第 72 条の 2）

・ 定める面積以上の土地の形質変更時には、土地履歴調査をし、特定有害物質を扱っていた工場等が存在していた場合には、土壤及び地下水の調査が必要

○土壤又は地下水の特定有害物質による汚染発見時の届出等（条例第 72 条の 4）

・ 土壤や地下水の汚染を発見した場合は、土地の所有者による三重県知事への届出が必要。

○有害物質使用特定施設における調査等（条例第 72 条の 3）

・ 特定有害物質を使用する工場等は、土壤又は地下水の定期的な調査が必要（1年に1回以上）。
・ 同工場等は、定める面積以上の形質変更時には土壤調査。

○県内搬入に係る届出（条例第 72 条の 5）

・ 県外から特定有害物質で汚染された土地の土壤を県内で処分するために搬入しようとする土地の所有者は、事前に三重県知事への届出が必要。

お問い合わせ

一般財団法人三重県環境保全事業団

土壤汚染対策法 指定調査機関（環 2003-4-3042）
計量証明事業登録機関（三重県）

・ 土対法、土壤環境基準等の**土壤分析**へのお問合せは
科学分析部 第一分析課

TEL:059-245-7508 FAX:059-245-7516

・ その他、**調査全般**へのお問合せは

環境コンサルティング部 コンサルティング課

TEL:059-245-7509 FAX:059-245-7519

お待ちしております。

案内図

